

さいたま市水道だより

水と生活

2023.8
No. 180



特集

- いざというときの **応急給水場所**
- 知っておきたい **さいたま市の下水道!**



検針票 が 令和5年10月から変わります!

※1
※2
※3

変更前の検針票

使用水量等のお知らせ

使用番号 123456789

ご使用場所 さいたま市〇〇区〇〇1丁目1-1

ご使用者名 水道 太郎 様

今回指針	110	水道料金	2,376円	納入年月分	令和5年9月～令和5年10月分
前回指針	100	うち消費税相当額	216円	ご使用期間(今回検針日)	令和5年8月4日～令和5年10月8日
旧メーター水量		下水道使用料	1,852円	口径	20mm
使用水量	10m ³	うち消費税相当額	150円	メーター番号	S123456789A
汚水排水量	10m ³	今回料金	4,028円	振替予定日	令和5年11月1日
(申告水量)					

★料金には消費税及び地方消費税相当額が含まれています。

前回使用水量 24m³ 前年同期水量 21m³

さいたま市水道局 営業業務委託者 一般財団法人埼玉水道サービス公社

検針員 ○○

通 信 令和5年10月から検針票の用紙が変わります!

水道料金・下水道使用料口座振替通知書		
納入年月分	振替年月日	振替決額(円)
5.7～5.8	5.9.1	6,370
使用水量(m ³)	水道料金(円)	うち消費税相当額(円)
24	3,916	356
汚水排水量(m ³)	下水道使用料(円)	うち消費税相当額(円)
24	2,454	222

上記の金額を口座振替により収納しました。

さいたま市水道局

このお知らせで水道料金・下水道使用料をいただくことはありません。

変更後の検針票(令和5年10月1日以降の検針分から)

- ※1 はがきタイプの使用水量等のお知らせに変更はありません。
- ※2 「さいたま市水道局アプリ」にご登録いただいた方には、使用水量等のお知らせ(検針票・はがき)は発行しておりません。
- ※3 検針システムの変更に伴い、検針票を変えるものです。



◀市水道局HPIはこちら

問合せ 水道局電話受付センター TEL 665・3220 FAX 665・5536 ※8時～21時(年中無休)

道路漏水を発見したら(携帯電話からもつながります) 0120・189・240 ※24時間365日対応(通話料無料)

いざというときの 応急給水場所はここらです

災害等により断水したときは、市水道局ホームページなどで開設状況をご確認のうえ、ポリタンクやペットボトルなどの容器をご持参ください。

さいたま市 応急給水場所について

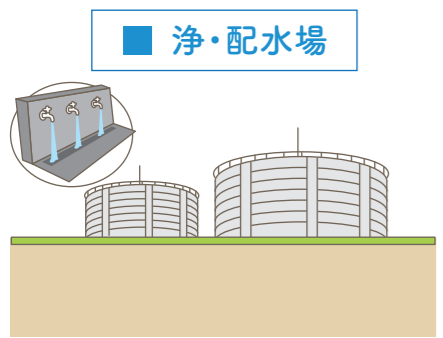
検索



こちらからも
ご確認ください



応急給水場所 (111か所)
 ■ 浄・配水場 (20か所)
 ▲ 非常災害用井戸 (23か所)
 ● 災害用貯水タンク (68か所)

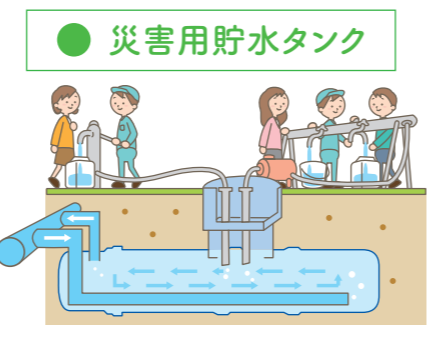


浄・配水場
 ふだん皆さんに水を届けるためにたくさんの水が貯えられていますが、災害時には応急給水場所になります。

問合せ 水道総務課 TEL 714・3182 FAX 832・5929



非常災害用井戸
 自家発電設備により井戸から地下水をくみ上げ、災害時に飲料水をお配りする施設です。



災害用貯水タンク
 タンクは水道管とつながっていて、中の水が循環しています。災害時にはタンクの出入口を遮断し、100m³* (1人1日3Lとして約11,000人に3日分)の飲料水を確保します。

*岩槻本丸公民館は60m³のタンク

設置場所	住所	状況
馬宮配水場	飯田新田 351	■
北部配水場	宝来 880-1	■
指扇小学校	西大宮 1-49-6	●
馬宮中学校	二ツ宮 589-1	●
土屋中学校	土屋 1766-1	●
大宮西中学校	三橋 6-1558	●
指扇北小学校	中釘 1506-1	▲
栄小学校	飯田 811	▲
指扇中学校	西大宮 3-31-1	▲
大宮西小学校	三橋 5-1359	▲
高鼻浄水場	盆栽町 200	■
日進浄水場	日進町 1-734	■
日進北小学校	日進町 3-178	●
日進中学校	櫛引町 2-503-1	●
宮原小学校	宮原町 4-102-6	●
つばさ小学校	宮原町 3-902-4	●
大宮別所小学校	別所町 42-1	●
大砂土小学校	本郷町 1	●
東大成小学校	東大成町 2-12	●
前谷公園	吉野町 1-9	●
つづじヶ丘公園	吉野町 2-213	●
水道総合センター	東大成町 2-445-1	▲
大宮配水場	桜木町 4-534-1	■
新都心配水場	吉敷町 4-265	■
大宮南小学校	吉敷町 3-87	●
大宮東小学校	堀の内町 3-145	●
大宮北小学校	宮町 3-84	●
桜木中学校	桜木町 4-219	●
大成小学校	大成町 2-282	●
三橋小学校	三橋 2-20	●
大宮国際中等教育学校	三橋 4-96	●
大宮東中学校	堀の内町 1-99	▲
東大宮浄水場	東大宮 4-51-1	■
東部配水場	御蔵 1567-1	■
深作配水場	深作 921-1	■
大宮八幡中学校	南中丸 357	●
七里小学校	東宮下 312	●
大谷中学校	大谷 1634-2	●
蓮沼小学校	蓮沼 1070	●
春里中学校	小深作 268-19	●
大砂土東小学校	大和田町 2-998	●
大宮体育館	大和田町 1-305	●
片柳中学校	御蔵 551	▲
島小学校	島町 533-2	▲
海老沼小学校	東新井 710-5	▲

設置場所	住所	状況
鈴谷小学校	鈴谷 5-1-1	●
与野西中学校	鈴谷 8-10-33	●
与野西北小学校	円阿弥 4-3-7	●
下落合小学校	上落合 1-7-33	●
上落合公園	上落合 4-11	●
与野公園	本町西 1-14	●
中央区役所	下落合 5-7-10	●
与野八幡小学校	本町東 5-23-14	▲
与野南中学校	大戸 2-6-25	▲
与野中央公園	新中里 4-7	▲
八王子公園	八王子 4-2	▲
土合浄水場	西堀 8-25-30	■
西部配水場	神田 646	■
中島小学校	中島 1-28-1	●
栄和小学校	栄和 1-7-1	●
大久保東小学校	大久保領家 331	●
新開小学校	新開 2-18-1	▲
上大久保中学校	上大久保 861-1	▲
田島中学校	田島 10-13-1	▲
北浦和浄水場	針ヶ谷 1-18-2	■
東浦和浄水場	駒場 2-4-3	■
岸町小学校	岸町 5-20-4	●
高砂小学校	岸町 4-1-29	●
木崎小学校	領家 4-19-4	●
大東小学校	大東 3-14-1	●
大原中学校	大原 3-1-11	●
常盤中学校	針ヶ谷 4-1-9	●
上木崎小学校	上木崎 3-4-3	●
市営浦和球場	本太 4-25	●
仲本小学校	本太 2-12-31	▲
木崎中学校	瀬ヶ崎 2-17-1	▲
水道庁舎	常盤 6-15-20	▲

設置場所	住所	状況
旧南浦和浄水場	南本町 1-16-22	■
白幡配水場	白幡 6-15-16	■
大谷場小学校	南浦和 1-18-3	●
谷田小学校	太田窪 5-10-6	●
善前小学校	太田窪 2500-1	●
大谷口中学校	広ヶ谷戸 21	●
南浦和中学校	辻 6-1-33	●
文蔵小学校	文蔵 5-16-29	●
浦和大里小学校	別所 7-14-28	●
西浦和小学校	曲本 1-3-5	●
沼影市民プール	沼影 2-7-35	●
南浦和小学校	白幡 1-1-20	▲
南部配水場	上野田 992-1	■
尾間木配水場	東浦和 3-7-25	■
原山中学校	太田窪 1-10-22	●
美園中学校	大崎 2550-3	●
大門小学校	大門 1189	●
尾間木中学校	東浦和 4-29-1	●
三室小学校	三室 1994	●
松芝公園	芝原 2-4	●
美園北小学校	美園 2-12-11	●
東浦和中学校	中尾 1207-1	▲
道祖土小学校	道祖土 1-1-1	▲
さいたま市立病院	三室 2460	▲
金重配水場	金重 52-18	■
南下新井配水場	南下新井 907-8	■
相野原配水場	相野原 267-1	■
岩槻本丸公民館	本丸 3-17-1	●
岩槻諏訪公園	諏訪 4-4	●
西原小学校	西原 6-25	●
柏陽中学校	真福寺 454	●
岩槻中学校	仲町 1-14-35	●
城北小学校	岩槻 6619	●
川通中学校	長宮 435	●

飲料水の備蓄をお願いします

災害時には、交通機関の途絶や道路渋滞などにより、応急給水活動の体制が整うまでに時間がかかることが予想されます。ふだんからご家庭で飲料水の備蓄や生活水の確保をお願いします。



備蓄の目安

1人1日3リットル※、3日分(9リットル)以上

※1人1日3リットルは、人間が生きていくために最低限必要な水分量です。

水道水をくみ置きする場合

- 容器** 清潔でふたのできる容器(ポリタンク、ペットボトルなど)
※空気が入らないように水を容器の口元いっぱいまで入れてください。
- 保存期間** 直射日光の当たらない常温の場所で3日、冷蔵庫で10日程度
- その他** くみ替えた水は掃除や洗濯などにご使用ください。沸騰させた場合や浄水器を通した場合は、塩素がなくなり消毒効果がなくなっているため、毎日交換する必要があります。

生活水の確保も大切です

- お風呂の残り湯は、トイレや洗濯などに使えるため、次に入るまでためておきましょう。
- 飲み水を確保するため、寝る前にポットやかんに水を入れておきましょう。

給水を受ける容器などの備えを!

ふたのできる清潔なポリタンク、ペットボトルなどの容器を日頃から準備しましょう。また、水は意外と重たいものです。水の入った容器を運ぶためのリュックやキャリーバッグを用意しておく便利です。



消費税の計算方法を変更します

インボイス制度の開始に伴い、水道料金・下水道使用料の消費税の計算方法を変更します。使用水量によって、下記のように1円の差が生じる場合があります。

※下水道使用料についても同様です。

例) 水道料金(口径:20mm 請求月分:10・11月 使用水量:30m)の場合

変更前(令和5年9月30日まで) ※各月で消費税計算

10月(15m) 2,305円×1.10=2,535.5円(小数点以下切捨て)→2,535円
11月(15m) 2,305円×1.10=2,535.5円(小数点以下切捨て)→2,535円
合計 5,070円→請求額 **5,070円**(うち消費税相当額 460円)

変更後(令和5年10月1日から) ※2か月分まとめて消費税計算

10月(15m) 2,305円
11月(15m) 2,305円
合計 4,610円×1.10=5,071.0円(小数点以下切捨て)→5,071円
請求額 **5,071円**(うち消費税相当額 461円)

問合せ 営業課 TEL 714・3084 FAX 832・3344

水道週間ポスターコンクールの入賞作品を展示します

日時 ①8月23日(水)～9月6日(水) 9時～21時30分
②9月16日(土)～29日(金) 9時～21時30分

場所 コムナーレ(浦和パルコ) 9階
国際交流センター前(浦和区東高砂町)
プラザノース 1階 アトリウム(北区宮原町)

※両期間とも最終日は正午まで

問合せ 水道総務課 TEL 714・3069 FAX 832・5929

野外水道講座の参加者を募集します

水道水の重要な水源の一つであるハッ場ダム見学会を行います。奮ってご応募ください。

日時 令和5年11月18日(土) 7時～18時

集合場所 けやき広場 2階(さいたま新都心駅西口)
※現地へはバスで移動し、集合場所に戻って解散とします。

対象・定員 市内在住・在学・在勤の中学生以上の方40人(抽選)

申込み 8月1日(火)～31日(木)に、電子申請(電子申請システムで「野外水道講座」と検索)又ははがきに①事業名(野外水道講座と記載)、②代表者氏名・年齢、③代表者郵便番号・住所(市内在勤・在学の方は事業所名・学校名も記載)・電話番号、④同時申込者氏名・年齢(代表者以外に最大3名まで)を記入のうえ、郵送(消印有効)で、水道総務課 広報・防災係へ〒330-8532 浦和区常盤6-14-16

当選者の発表 令和5年9月15日(金)までに、**当選者のみに通知**します。

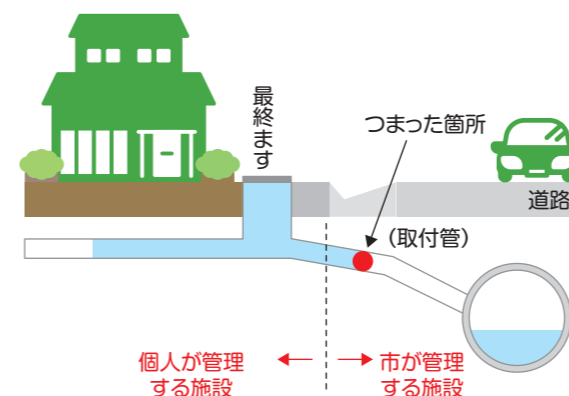
※落選者には通知しませんのでご了承ください。※辞退者が出た場合、実施2週間前までは次点の方を繰り上げ、その旨を通知します。

その他 ●重複応募はできません。●中学生及び高校生の方は保護者同伴をお願いします。●昨年度参加していない方を含むグループを優先して抽選します。●昼食及び飲み物は各自でご準備ください。

問合せ 水道総務課 TEL 714・3069 FAX 832・5929

ここからは、「知っておきたい さいたま市の下水道!」

下水道管が詰まったとき



下水道管が詰まってしまったときには、まず、つまっている箇所が「個人が管理する宅内の施設(排水設備)」か、「市が管理する施設(下水道管)」かをご確認ください。道路と宅地の境界付近の最終ますが下水で満ちているかどうかで、つまっている箇所が確認できます。

最終ますの状況 下水が満ちていない 下水が満ちている
つまりの箇所 宅地内の排水設備 市の下水道管

宅地内の排水設備が詰まっている場合には、個人の管理になりますので、お近くの排水設備指定工事店にご相談ください。

さいたま市排水設備指定工事店一覧

市ホームページでご確認ください。

さいたま市 排水設備指定工事店 🔍 検索



こちらからもご確認ください。

市の下水道管が詰まっている場合には、下記までご連絡ください

(開庁時間は平日の8時30分から17時15分です。時間外などでお住いの区のくらし応援室に繋がらない場合は、区役所代表までご連絡ください。)

区名	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	
くらし応援室(8:30～17:15)	TEL	620-2628	669-6028	646-3028	681-6028	840-6028	856-6138	829-6054	844-7138	712-1138	790-0130
	FAX	620-2762	669-6162	646-3162	681-6162	840-6162	856-6273	829-6231	844-7270	712-1272	790-0262
区役所代表(時間外・休日等)	TEL	622-1111	653-1111	657-0111	687-1111	856-1111	858-1111	825-1111	838-1111	874-1111	790-0111

問合せ 下水道維持管理課 TEL 829・1559 FAX 829・1975

水道事業に関するアンケートを行います

きりとり ✂

アンケート内容 該当する□に✓をお願いします

Q1 主にどのように水道水を飲んでいますか
 そのまま飲む 浄水器を通して飲む
 沸かして飲む 水道水は飲まない

Q2 災害時の応急給水場所をご存じですか
 知っている
 知らない
 (最寄りの場所:)
 ※2、3ページをご確認のうえ、ご記入ください

Q3 災害に備えて飲料水の備蓄(くみ置きなど)をしていますか
 している(1人あたり 9L以上 3～8L 3L未満)
 していない
 ※飲料水備蓄の目安は「1人1日3L、3日分(9L)以上」です

Q4 次の水道事業の中で関心のあるものを1つ選んでください
 さいたま市の浄・配水場 家庭の水道の仕組み
 水道料金の使い道 その他()

その他水道事業に関するご意見などございましたらご記入ください

〒

住所				
氏名	電話番号	年齢	歳	

問合せ 水道総務課 TEL 714・3069 FAX 832・5929

皆さんからの水道事業に活用させていただくためのアンケートを行います。



抽選で30人の方にさいたまの水1箱(24本入り)をプレゼントするよ!ぜひアンケートに答えてね!



応募方法

令和5年8月1日(火)～31日(木)に、電子申請(電子申請システムで「水道事業に関するアンケート」と検索)又は左記アンケート用紙に記入・切取りのうえ、はがきに貼り付け、郵送(消印有効)で、水道総務課 広報・防災係へ〒330-8532 浦和区常盤6-14-16

応募資格

市内在住・在勤・在学の方。ただし、市職員及びその家族は応募できません。

当選者の発表

賞品の発送をもってかえさせていただきます。

その他

重複応募はできません。取得した個人情報は賞品の発送以外に使用することはありません。

下水道の悪質な修理・清掃業者にご注意ください

市から委託を受けているかのように装い、ご家庭を訪問し言葉巧みに宅地内の排水設備(下水道排水管・ますなど)の点検・清掃・修理を勧誘したり、契約を強要したりする事例があります。

その場ですぐ契約せずに、作業内容や金銭の支払いの有無について、しっかり確認するようにしてください。



対策のポイント

- 点検や清掃をしたくない場合は、「お断りします」とはっきり断る。
- 訪問されたときは、身分証明書の提示をさせるなど、身元を確かめる*。
- 勝手に作業させない。
- その場ですぐに契約しない。
- 作業内容や金銭の支払いの有無について、しっかり確認する。

*市では、一般家庭の排水設備(下水道排水管・ますなど)に関して、点検・清掃・修理などを行ったり、業者に委託することは一切ありません。また、調査などでお伺いする場合は、市の職員であれば「職員証」を、委託業者であれば「市が発行した身分証明書」を携帯していますので、提示を求め、不審な点がある場合は、はっきり断ってください。

問合せ 下水道維持管理課 TEL 829・1559 FAX 829・1975

下水道は衛生的で安全な暮らしを守ります

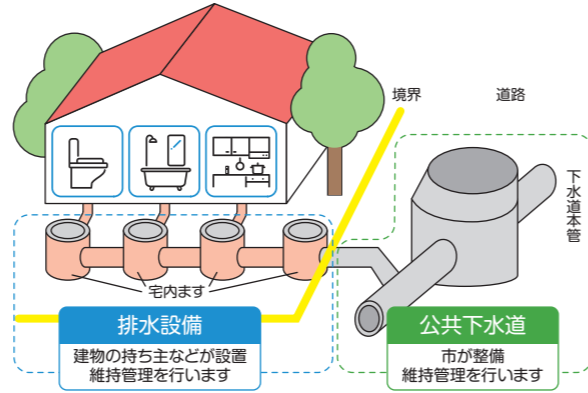
下水道への適切な接続は、衛生的で安全な暮らしや公共用水域の水質保全、また経営基盤の強化につながります。

下水道への接続は速やかに（法律で義務付けられています。）

下水道本管の工事が完了し、下水道が使用出来るようになると「供用開始の告示」をします。

- くみ取りトイレは、供用開始の日から**3年以内**に水洗トイレに改造してください。
- 浄化槽をお使いの家庭は、**速やかに**下水道へ接続してください。

宅地内から下水道本管までの管路は、図のように「排水設備」は建物の持ち主などに設置・管理していただき、「公共下水道」は市が整備・管理します。



下水道工事は指定工事店で

◀排水設備指定工事店一覧は5ページにて

宅地内の水洗トイレへの改造工事及び排水設備工事は、必ず市が指定する排水設備指定工事店に依頼し、工事の確認申請をしてください※。

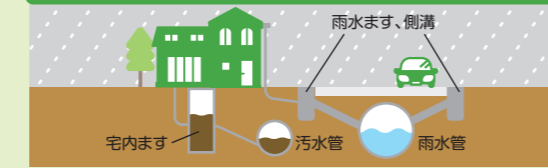
市への手続きは、指定工事店が代行しますが、提出する前に内容をよくお確かめください。

工事が完成すると排水設備等完成届が提出されますが、公共下水道の利用を開始しようとするときは利用開始届の提出もあわせてお願いします。

※指定工事店以外の工事店に依頼すると、無届工事（無断接続）となり下水道条例違反となりますので、特に新築工事に際してはご注意ください。

問合せ 下水道維持管理課 TEL 829・1559 FAX 829・1975

汚水管に雨水が誤って流れていないか確認を！



汚水と雨水を別々の下水道管で流す分流式下水道区域で、ご家庭の雨水排水設備が誤って汚水管に接続されていると、大雨の時に汚水管があふれたり逆流したりする恐れがあります。雨どいから水を流して、宅内ます（汚水管に接続される最終ます）に流れてこないか確認をお願いします。

市ホームページをご確認ください。

さいたま市 誤接合

検索



水洗トイレへの改造資金の貸付・助成制度をご利用ください

公共下水道処理区域内において、公共下水道に接続していない既設トイレを水洗トイレに改造するための工事費の一部をお貸ししています。



詳しくは市ホームページをご確認ください。

さいたま市 水洗便所 検索

問合せ

《西・北・大宮・見沼・岩槻区》
北部建設事務所 下水道管理課
TEL 646・3249 FAX 646・3267

《中央・桜・浦和・南・緑区》
南部建設事務所 下水道管理課
TEL 840・6249 FAX 840・6269

水道料金・下水道使用料について

水道料金・下水道使用料は、施設の維持管理費や汚水の処理費用などの経費を賄うための貴重な財源ですので、必ずお支払いください。

このような場合は下記までお問い合わせください

- 引越しや工事などで、水道や水道以外の水（井戸水）などの使用を開始・中止・休止・再開するとき
- 支払方法を変更したいとき ●井戸水を利用する人数を変更するとき
- 水道料金・下水道使用料の減免について相談したいとき

口座振替の手続きは、水道局電話受付センターへ

口座振替をご希望の場合、**申込書を送付**いたします。

手続きはWebからも行えます。

さいたま市 Web口座振替受付サービス 検索



▲詳しくはこちらから

問合せ

水道と下水道の両方についての相談又は利用されている場合

水道局電話受付センター TEL 665・3220 FAX 665・5536
(8時～21時 年中無休)

下水道のみについての相談又は利用されている場合

《西・北・大宮・見沼・岩槻区》
北部建設事務所 下水道管理課 TEL 646・3248 FAX 646・3267

《中央・桜・浦和・南・緑区》
南部建設事務所 下水道管理課 TEL 840・6248 FAX 840・6269

(減免に関する手続きは、各区役所のくらし応援室でも対応しております。連絡先等につきましては、5ページをご確認ください。)

令和5年度の下水道事業の収入・支出の各予算について

本市の下水道事業では、公営企業会計を導入しており、事業における経費は経営に伴う収入をもって充てるとする『独立採算制』に則っています。汚水の処理に要する経費は、主に皆さんから納めていただく下水道使用料で賄っています。

1. 下水を処理するための予算 (収益的収支) (金額は税込み)

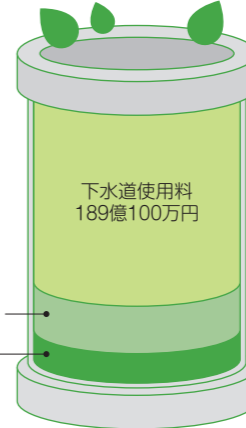
収益的収入	267億9,130万円
収益的支出	254億3,319万円
収支差引	13億5,811万円
税抜き純利益	4億8,288万円



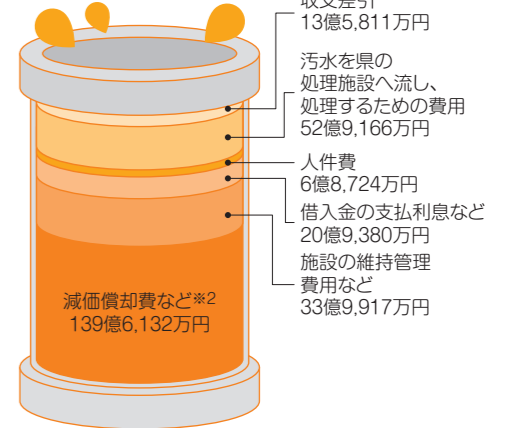
- ※1 雨水を処理するための費用は、下水道使用料ではなく、公費（一般会計からの繰入金）により、広く市民の皆さんに負担していただいています。
- ※2 下水道施設や設備は、年々価値が減少していきます。1年で減少した価値は、減価償却費として費用化します。

一般会計からの繰入金※1
46億2,737万円
その他収入
32億6,293万円

収益的収入



収益的支出



2. 下水道施設を建設・改良するための予算 (資本的収支) (金額は税込み)

資本的収入	116億 506万円
資本的支出	248億2,139万円
収支差引	▲132億1,633万円



- ※3 収支差引(不足額)については、減価償却費などの現金支出を伴わない費用や純利益などで補填します。

国庫補助金
3億8,500万円
一般会計からの繰入金
2億4,943万円
その他収入
2億2,703万円

資本的収入



資本的支出



問合せ 下水道財務課 TEL 829・1875 FAX 829・1975

下水道事業受益者負担金制度について

下水道事業受益者負担金（以下、受益者負担金）は、事業費（下水道の建設費）の一部を下水道が整備された区域内の方に負担していただくものです。受益者負担金をいただくことで、下水道整備の財源を確保し、整備を少しでも早めることを目的としています。

受益者負担金の対象となるのは

下水道が整備された区域内の**土地**が対象です。その土地が下水道に接続してなくても対象となります。なお、その土地（筆）に対して、1度だけご負担いただくものです。

負担していただく方は

原則、下水道が整備された区域内の**土地の所有者様など**にご負担いただきます。



報奨金制度について

納期が未到来の受益者負担金を一括で納付していただくと、納期前に納付した納期数に応じて最大約20%の報奨金が交付されます。

受益者負担金の説明について

下水道の工事を行う前に市の職員が各戸を訪問して説明をさせていただきます。

※訪問時にパンフレットを配布しております。
※受益者負担金制度に関する詳細やご不明点等ございましたら、下記の問合せ先までご相談ください。

問合せ 《西・北・大宮・見沼・岩槻区に土地をお持ちの方》北部建設事務所 下水道管理課 TEL 646・3248 FAX 646・3267
《中央・桜・浦和・南・緑区に土地をお持ちの方》南部建設事務所 下水道管理課 TEL 840・6248 FAX 840・6269

大雨への備えについて

「さいたま市内水ハザードマップ」について

下水道（雨水管）の排水能力を超える大雨が降ると、下水道から水があふれることなどによる内水はん濫が発生します。このマップは、内水はん濫によって想定される浸水区域や浸水深、避難などに役立つ情報等をまとめたものです。水害に対する日頃の備えや避難の際に役立てていただくなど、市民の皆さんの自助・共助の促進を目的として作成しました。

このマップは、各区役所情報公開コーナー等にて配布しています。

市ホームページでご確認いただけます。

さいたま市 内水ハザードマップ

検索



詳しくはこちら



▲情報面（表紙）



▲地図面（拡大図）

「さいたま市水位情報システム」について

さいたま市水位情報システムでは、市内の河川、道路、下水道で観測している水位情報やカメラ画像を確認することができます。

大雨時などの情報収集にご活用ください。

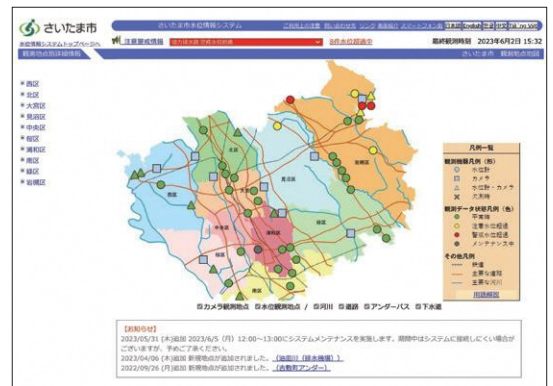
市ホームページでご確認いただけます。

さいたま市 水位情報システム

検索



詳しくはこちら



▲システム画面

問合せ

内水ハザードマップについて

下水道計画課 TEL 829・1566 FAX 829・1975

水位情報システムについて

河川課 TEL 829・1585 FAX 829・1988

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽の定期水質検査の受検は管理者の義務です

浄化槽を使用する場合には、**年1回の水質検査の受検**が法律により義務付けられています。また、「定期水質検査」の他に、「**保守点検**」と「**清掃**」が法律により義務付けられています。「定期水質検査」、「保守点検」、「清掃」どれか1つでも欠けると浄化槽の機能が十分に発揮されませんので3つ全て実施しましょう。

定期水質検査の受検料 10人槽以下（家庭用浄化槽） 5,000円

定期水質検査は、次の知事指定検査機関に直接申し込んでください。

申込先 埼玉県知事指定検査機関（一社）埼玉県環境検査研究協会

TEL 048・778・8700



▲浄化槽外観の例

浄化槽の使用を止めた場合には届出が必要です

下水道に接続するなどして、浄化槽の使用を止めた場合には「**浄化槽使用廃止届出書**」の提出が必要です。その他にも、浄化槽の管理者に変更があった場合や浄化槽の使用を一時中止する際などにも各種届出が必要となります。

詳しくは環境対策課までお気軽にお問い合わせください。



▲各種様式はこちら

問合せ 環境対策課 TEL 829・1331 FAX 829・1991

さいたま市 浄化槽の設置・使用開始・廃止

検索